

4森林法施行条例

【平成12年3月28日宮城県条例第73号】

【最終改正】

平成25年6月3日平成25年条例第60号

(趣旨)

第一条 この条例は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(林地開発許可の申請)

第二条 法第十条の二第一項の許可(以下「林地開発許可」という。)を受けようとする者は、規則で定めるところにより、森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。)第四条の申請書に同条の位置図及び区域図、土地利用計画その他の開発行為に関する計画を示した同条第一号に掲げる計画書並びに同条第二号及び第三号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(平二五条例六〇・一部改正)

(変更の林地開発許可等)

第三条 林地開発許可を受けた者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更の林地開発許可を受けなければならない。

- 一 開発行為の目的
 - 二 開発行為の期間
 - 三 林地開発許可を受けた土地利用計画の内容
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出れば足りる。
- 一 前項に規定する場合において、同項第二号に掲げる事項のみを変更しようとするとき。
 - 二 開発行為の廃止(前項第三号に掲げる事項を変更する場合において、地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の規模を森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第二条の三に規定する規模以下の規模に変更することをいう。)をしようとするとき。

3 第一項の変更の林地開発許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 林地開発許可を受けた年月日及び林地開発許可の番号
- 三 開発行為に係る森林の所在場所
- 四 変更しようとする事項及び内容
- 五 変更しようとする理由

4 前項の変更許可申請書には、規則で定めるところにより、前条に規定する申請書に添付する図書のうち第一項の規定による変更に係るものを添付しなければならない。

(平一四条例二三・一部改正)

(林地開発許可に係る届出)

第四条 林地開発許可を受けた者は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 開発行為に着手したとき。
- 二 開発行為の期間の初日から起算して六月を経過する日までに当該開発行為に着手できないことが明らかとなったとき。
- 三 開発行為を中止しようとするとき、及び再開したとき。
- 四 開発行為に関係する土地の権利を譲渡したとき。
- 五 開発行為に関係する土地において災害が発生したとき。
- 六 氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき。

2 法第三条の規定により林地開発許可が承継人に対してその効力を有することとなった場合は、当該承継人となった者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(開発行為の完了)

第五条 林地開発許可を受けた者は、開発行為に関係する土地(当該土地を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、届出に係る開発行為が林地開発許可の内容に適合しているかどうかにつ

いて調査し、その調査の結果を当該林地開発許可を受けた者に通知するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による調査の結果、当該調査に係る開発行為が林地開発許可の内容に適合していないと認めるときは、当該林地開発許可を受けた者に対し、相当の期間を定めて、当該林地開発許可の内容に適合するよう必要な措置を取ることを命ずることができる。

(指定の理由の消滅による保安林の指定の解除)

第六条 知事は、保安林が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、法第二十六条の二第一項の規定による保安林の指定の解除をするものとする。

- 一 保安林として指定されていることにより利益を受けていたものが存在しなくなったとき。
- 二 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、その目的を達成できる状態に当該保安林を復旧することが著しく困難と認められるとき。
- 三 保安林の達成する目的に代替する機能を果たすことができる施設が設置されたとき、又は当該施設が極めて確実に設置されると認められるとき。
- 四 森林施業を制限しなくても、保安林として指定されていることにより利益を受けているものを害するおそれがないと認められるとき。

(公益上の理由による保安林の指定の解除)

第七条 知事は、保安林が土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)その他の法令の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる公共の利益となる事業又はこれに準ずる事業の用に供される場合は、法第二十六条の二第二項の規定による保安林の指定の解除をすることができる。

(保安林の指定等の申請)

第八条 省令第四十八条第一項の規定により知事に提出する申請書には、規則で定めるところにより、同項の図面及び同条第二項の直接の利害関係を有する者であることを証する書類を添付しなければならない。

- 2 前項の申請書が省令第四十八条第二項に規定する転用を目的として保安林の指定の解除を申請するものであるときは、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(平一四条例二三・平二五条例六〇・一部改正)

(直接の利害関係者)

第九条 法第二十七条第一項の規定により知事に申請する保安林の指定若しくは指定の解除又は法第三十三条の二第二項の規定により知事に申請する保安林の指定施業要件の変更(以下この条において「保安林の指定等」という。)に直接の利害関係を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 保安林の指定等に係る森林の所有者その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者
- 二 保安林の指定等により直接利益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者であつて、規則で定めるもの
(意見の聴取)

第十条 法第三十二条第二項(法第三十三条の三において準用する場合を含む。)の規定により知事が行う意見の聴取は、知事又はその指名する者が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

- 2 法第三十二条第一項(法第三十三条の三において準用する場合を含む。)の規定により知事に意見書の提出をした者(以下「意見書提出者」という。))がその代理人を意見聴取会に出席させようとするときは、代理人一人を選任し、当該選任に係る代理人の権限を証する書面に代理人の氏名及び住所を記載して、これを意見聴取会の開始前に議長又は議長の指名する者に提出しなければならない。
- 3 議長は、意見聴取会において、出席した意見書提出者又はその代理人に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、議長は、その者が正当な理由がないのに異議の要旨及び理由を陳述しないと認めるときは、その者がその陳述をしたものとして意見聴取会の議事を運営することができる。
- 4 議長は、意見聴取会の議事の運営上必要があると認めるときは、意見書提出者又はその代理人の陳述について、その時間を制限することができる。
- 5 意見書提出者又はその代理人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、意見聴取会を傍聴している者に発言を許可することができる。
- 7 前二項の規定により発言を許可された者の発言は、その意見の聴取に係る案件の範囲を超えてはならない。
- 8 第四項の規定によりその陳述につき時間を制限された者がその制限された時間を超えて陳述したとき、又は第五項若しくは第六項の

規定により発言を許可された者が前項の範囲を超えて発言し、若しくは不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- 9 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をした者を退場させることができる。
- 10 議長は、意見聴取会の終了後遅滞なく意見聴取会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(作業許可に係る届出)

第十一条 法第三十四条第二項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可(以下「作業許可」という。)を受けた者は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 作業許可を受けた行為に着手したとき。
- 二 作業許可を受けた行為が工事を伴う場合にあっては、当該工事を完了したとき、及び当該行為を終了したとき。
- 三 作業許可を受けた行為が工事を伴わない場合にあっては、当該行為を終了したとき。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、林地開発許可又は作業許可を受けている者が、法第十条の二第四項に規定する林地開発許可に付することができる条件又は法第三十四条第六項(法第四十四条において準用する場合を含む。)に規定する作業許可に付することができる条件により行った行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当の規定によって行った行為とみなす。

附 則(平成一四年条例第二三号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第六〇号)

この条例は、公布の日から施行する。